

一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 計画の目的

厚生労働省・和歌山県労働局の指導の下、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、仕事と子育ての両立及び雇用環境の整備により職員全員が働きやすい職場環境をつくることを目的とする。

目標1：所定外労働時間を削減するため、業務の改善を図り、ノー残業デーを設定する。

<対策>

◎令和2年4月～令和2年7月までに、各施設、各部署の所定時間外労働の実態を把握する。

◎令和2年8月～令和2年10月までに、所定外労働の実態を分析し、業務の改善を図る。

◎令和2年11月～令和3年2月までに、経営会議において検討する。

◎令和3年3月～ノー残業デーを実施する。

目標2：小学校就学前の子を持つ「ひとり親職員」が希望する場合に利用できる残業免除制度を導入する。

<対策>

◎令和3年4月～令和3年6月までに、職員への聞き取り調査を実施する。

◎令和3年7月～令和3年9月までに、経営会議において検討する。

◎令和3年11月の定時理事会において、上記の残業免除制度を審議する。

◎令和4年3月に当該制度を就業規則等に規定する。

目標3：出産や子育て、介護による退職者についての再雇用制度を導入する。

<対策>

◎令和4年4月～令和4年10月までに、経営会議において上記の再雇用制度を検討する。

◎令和4年11月の定時理事会において審議する。

◎令和5年3月に当該制度を就業規則等に規定する。

附則

この行動計画は令和2年4月1日から実施する。